

学校法人玉田学園
神戸常盤大学短期大学部
機関別評価結果

平成 26 年 3 月 13 日
一般財団法人短期大学基準協会

神戸常盤大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 玉田学園
理事長	旭 次郎
学 長	上田 國寛
A L O	野村 慶雄
開設年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
所在地	兵庫県神戸市長田区大谷町 2-6-2

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
口腔保健学科		70
	合計	70

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

なし

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
看護学科通信制課程		350
	合計	350

機関別評価結果

神戸常盤大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 26 年 3 月 13 日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

平成 24 年 6 月 15 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神、「学問と実践、研究と技術を直結することによって、すぐれた職業人、生活にすぐれた能力をもつ有為の人材を養成し、社会的、地域的要請に応えんとするものである」は、学内外に表明され確立している。各学科は、建学の精神に基づき教育理念・目標を設定している。

学習成果を教育理念・目標を受けて明確にし、それを基に教育課程編成・実施の方針を示し、その教育課程による成果を学位授与の方針として明示し、さらにカリキュラム構造図で具体的に示している。学習成果を測定する仕組みは担当教員により設定されており、測定されたデータは、教務課で単位修得状況として管理し、卒業認定に活用されている。

自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価実施細則に基づき自己点検・評価が実施され、その結果は「年次報告書」として公表しているが、今年度第三者評価において提出された自己点検・評価報告書に不備がみられたので、今後より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。学生による授業評価に加えて、卒業生と就職先に対し、学習成果に関するアンケートを実施して、授業改善に活用している。

学位授与の方針は、歯科衛生士、看護師の国家資格の取得に直結することから、社会的な通用性が認められる。教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針にある人材育成のために体系的に編成されており、FD 活動及びカリキュラム検証委員会、教授会、学科会議等において見直しがされている。入学者受け入れの方針は、学習成果に対応して明確に定められ、多彩な入学者選抜方法により人材確保に努めている。

学生の生活支援から進路支援までを統括する「キャリア支援課」が設置され、各学科の教員とキャリア支援課職員とで構成される「学生委員会」及び「就職委員会」によって、それぞれの学生支援が円滑に行われている。

教員組織は、短期大学設置基準に定める教員数、教授数が充足しており、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員の専門性を生かして配置されている。各教員は学科の教育活動に関連する学会、紀要及び学術雑誌等において研究成果を発表し、科学研

究費補助金、外部研究費等にも継続して申請し採択もされている。事務組織は組織規程、事務局事務分掌規程及び就業規則に基づいて、学長室、庶務課等で編成され、事務局長が統括し、責任体制を明確にしている。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足し、運動場、体育館を備えている。講義室、実験実習室等のほか歯科診療所を備え、視聴覚・音響機器、歯科診療台等を設置している。情報資源は CPU 室設置のネットワーク機器で一括管理し、学内 LAN は主要な講義室等に配線され、ネットワーク利用が可能である。

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間、帰属収支は収入超過であり、予算と決算との差異について要因を把握し、適切に管理している。

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長が招集し議長を務め、学園運営全般の重要事項について決議している。理事長は、運営委員会、中・長期計画策定、大学の改組転換等、法人及び教学運営全般においてリーダーシップを発揮している。

学長は、優れた学識を有し全学的カリキュラム改革のリーダーである。学長のリーダーシップの下、教授会、運営委員会、学科会議、各種委員会において教学運営に関する事項が協議され、議決されている。

監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。評議員会は理事長の諮問機関として適切に運営されている。

中期財務計画に沿って、毎年理事会で予算編成の基本方針を示し、関係部門の意向を集約した事業計画及び予算を決定し、決定事項の周知と執行を行っている。財務情報及び教育情報については、ウェブサイト、広報誌で情報公開している。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 自己点検・評価]

- 自己点検・評価委員会による「年次報告書に基づく評価報告」の指摘事項に対し、各組織は、改善に向けた活動方針を策定し活動成果を年間活動報告書に記述するなど、PDCA サイクルが機能している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 学科の教育課程が体系的に編成され、カリキュラム構造図によって、学習成果があがるように分かりやすく示されている。
- 学習成果の査定として、学生による授業評価で学習成果の獲得状況を自己評価している。また、卒業生及び就職先へのアンケートを実施し、学習成果の獲得状況を卒業後も調査することで、指導内容の見直しや教育課程の検討につながられている。

[テーマ B 学生支援]

- 学生情報は、教務システムの「キャンパスプラン」を活用して管理し、担任がポータルシステムで、学生の学習到達状況の全体像を把握して、きめ細かな学習支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマ A 人的資源]

- FD マップ（国立教育政策研究所）を活用して FD 活動を点検し、全学的 FD 活動として、授業評価、公開授業、FD 研修会、学内研究発表会（神戸常盤学術フォーラム）等を組織的かつ計画的に実施している。

[テーマ B 物的資源]

- 口腔保健学科の歯科臨床実習室、マネキン実習室、歯科診療台等の施設・備品が良く整備され、また、学内に歯科診療所を設置して実践的な教育支援を行っている。

（２）向上・充実のための課題

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではないことにご留意願いたい。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学位授与の方針と学習成果を峻別し、すでに策定しているカリキュラム構造図等を含めて、学習成果の概念をより体系的に設定することが求められる。

[テーマ C 自己点検・評価]

- 今年度第三者評価において提出された自己点検・評価報告書に不備がみられたので、今後より一層自己点検・評価に組織的に取り組むことが望まれる。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 入学者受け入れの方針では、求める学生像だけでなく、入学前に学んでおくべき内容等についても具体的に明示することが求められる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

短期大学開設時の「学問と実践、研究と技術を直結することによって、すぐれた職業人、生活にすぐれた能力をもつ有為の人材を養成し、社会的、地域的要請に応えんとするものである」という建学の精神が確立している。建学の精神は、学生便覧、キャンパスレポート、大学案内等の配布物及びウェブサイトにより学内外に表明されている。学内において建学の精神を共有するために、学生に対しては、入学式の学長式辞やオリエンテーション時に学生部長、学科長が建学の精神について語ることで周知徹底が図られている。教職員に対しては、年度初めの法人全体会議の際、理事長及び学長から建学の精神に基づく年度方針が語られることで、共有及び定期的な確認がされている。

各学科は、建学の精神に基づき教育理念・目標を設定し、学生便覧に掲載して学生及び教職員に明示している。学外に対してもウェブサイト等に明記し周知を図っている。教育目的・目標は学科・課程内で定期的に点検し、必要に応じて大学・短期大学部運営委員会で点検している。

学習成果を教育理念・目標を受けて明確にし、それを基に教育課程編成・実施の方針を示し、その教育課程による成果を学位授与の方針として明確にしており、入学時のオリエンテーションやガイダンス、保護者会で説明され、学生便覧及びウェブサイトに明示されている。学位授与の方針は学生の卒業時の学習成果として設定され、建学の精神を基に構築されている。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、試験・レポート・受講態度等による成績評価として担当教員が独自に持っている。測定されたデータは、教務課で単位修得状況として管理し、卒業認定に活用される。

自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価実施細則が制定され、自己点検・評価が毎年実施されている。自己点検・評価の結果は、「年次報告書」としてまとめられ、学内外に公表されている。さらに、自己点検・評価委員会は、「年次報告書」の点検・評価を行い、指摘事項（改善すべき点）を「年次報告書に基づく評価報告」にまとめ、年度内に報告している。

全教科に対する学生による授業評価に加えて、平成24年度から新卒業生とその就職先に対し、学習成果に対する学外からの評価を得る目的でアンケート調査を実施し、

授業改善に活用している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、それぞれ歯科衛生士、看護師の国家資格の取得に直結することから、社会的な通用性が認められている。

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針にある人材育成のために体系的に編成されており、FD活動及びカリキュラム検証委員会・小委員会、学科教授会、学科会議等において、見直しがされている。

入学者受け入れの方針は、学習成果に対応して明確に定められている。入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応して実施されている。

学習成果の査定では、歯科衛生士、看護師の国家資格の取得によって、学習成果の実際的な価値が保証されている。卒業生及び就職先に対する学習成果のアンケートが実施されており、教育課程の検討や学習成果の点検、FD活動に反映させている。

教員は、教育理念に基づき学位授与の方針が達成できるよう編成された教育課程に従って教育を実践し、学習の到達目標に沿った学習成果が評価されている。

口腔保健学科では、学生による授業評価が実施され、その結果は授業内容・実習内容の改善に生かされている。また、学生に対しても「学生へのメッセージ」として授業に関する課題や改善点がフィードバックされ、充実した学習支援が遂行されている。

口腔保健学科の学生情報は教務システム「キャンパスプラン」で管理され、教員はポータルシステムで学生の学習到達状況を把握し、学習支援から生活指導まで幅広く援助ができる体制が整えられている。看護学科通信制課程においても、学生情報は教務システム「College-Server」を活用している。学生専用の e-learning システム「Internet Navigware (学内呼称：TOKIWA CCN SYSTEM)」を活用して同様の学生支援が円滑にされている。

学生の生活支援から進路支援までを統括する「キャリア支援課」が設置され、各学科の教員とキャリア支援課職員とで構成される「学生委員会」及び「就職委員会」によって、それぞれの学生支援が円滑に行われている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める教員数、教授数を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員の専門性を生かして配置されている。教員の採用、昇任においても短期大学設置基準に準拠して、学則及び教員選考規程により厳正に審査している。各教員は各学科の教育活動に関連する学会、紀要及び学術雑誌、神戸常盤学術フォーラムにおいて研究成果を発表し、科学研究費補助金、外部研究費等にも継続して申請し採択もされている。FD活動は組織的かつ全学的に行われているが、教員の活動時間の確保が更に必要である。事務組織は組織規程、事務局事務分掌規程及び就業規則に基づいて、学長室、庶務課等で編成され、事務局長が統括し、責任体制を明確にしている。学科等からの要望を取りまとめ、「学生による授業評価」、「学生満足度調査」

の調査結果を学習成果向上へとつなげている。教職員の就業に関する諸規程を整備し、就業管理上の出退勤管理については、教員は出勤簿、職員はタイムカードで行っている。

校地面積、校舎面積は短期大学設置基準の規定を充足し、運動場、体育館を備えている。講義室、実験実習室等のほか歯科診療所を備え、視聴覚・音響機器、歯科診療台等を設置し、図書館には蔵書、学術雑誌、視聴覚資料を十分に保有している。これらの施設整備は「固定資産及び物品管理規程」等に基づき維持管理を行っている。

情報資源は CPU 室設置のネットワーク機器で一括管理し、学内 LAN は主要な講義室等に配線され、ネットワーク利用が可能である。セキュリティ対策が施された最新ソフトウェアのパソコンが十分な台数設置されている。全学科で 1 年次早期より情報処理系科目を開講し、情報リテラシー及び情報処理技術の修得に努めている。

平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間、帰属収支は収入超過である。予算と決算との差異について要因を把握し、適切に管理している。中期財務計画を策定し、適切な人件費及び経費支出により、帰属収支の収入超過をもたらしているが、財務の安定確保のために、施設整備の将来整備計画を織り込んだ長期財務計画の策定が望まれる。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事会は、私立学校法及び寄附行為に基づき、理事長が招集し議長を務め、寄附行為変更、学則変更、予算・決算、事業計画、事業実績、事業報告書、役員人事、諸規程改廃等、学園運営全般の重要事項について決議している。理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。理事長は、理事会運営のほか運営委員会、中・長期計画策定、大学の改組転換等、法人及び教学運営全般においてリーダーシップを発揮している。理事の選任は私立学校法及び寄附行為に基づき行われ、情報公開は私立学校法に基づき行われている。

学長は、優れた学識を有し教育研究活動を牽引する一方、全学的カリキュラム改革のリーダーである。教授会は学則及び教授会規程に基づき学長により招集され、教育研究運営全般に関する事項を審議し議決している。学長のリーダーシップの下、教授会、運営委員会、学科会議、各種委員会において教学運営に関する事項が協議され、議決されている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、法人の業務及び財産の状況について、原則年 4 回開催される理事会に出席して意見を述べている。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為の規定に基づいて運営されている。予算、事業計画等重要事項について、私立学校法の規定にのっとり、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。

現在、履行中の平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間の中期財務計画に沿って、毎

年理事会で予算編成の基本方針を示し、関係部門の意向を集約した事業計画及び予算を決定し、決定事項の周知と執行を行っている。日常的な出納業務、計算書類作成、資産及び資金の管理と運用は学校法人会計基準、経理規程に基づき行われている。財務情報及び教育情報については、ウェブサイト、広報誌で情報公開している。

選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

地域貢献の取り組みについて

総評

平成 14 年に「エクステンションセンター」を設置し、短期大学の学びの特色を生かした生命・健康・教育を主体とした公開講座と生涯学習講座及び職能社会人の「リカレント教育」を行い、社会人のキャリアアップやスキルアップ及び再教育を図り、地域社会に向けた学びと交流の輪を広げている。

行政の少子高齢化社会の施策のうち、特に健康日本 21 や健康増進の取り組みに参画し、大学のある長田区との地域交流協定に基づいた地域活性化事業に関わっている。また、ライオンズクラブや婦人会・介護施設の保健活動にも協力して住民の健康づくりや介護予防にも関わっている。

学校法人から発信する地域交流事業として「TOKIWA 地域健康フェア」を経年的に開催し、当該短期大学が有する生命・健康・教育の知的資源を地域に還元している。地域の行政をはじめ、警察・消防署・公的機関及び地場産業、教育・福祉施設、関連 NGO・NPO 等の関係団体が参加し、地域の一大交流事業として住民の健康づくりに協力している。

平成 21 年度文部科学省の大学教育推進事業に「危機対応実践力養成プログラム」が採択され、これを機に兵庫県内外、神戸市及び長田区内の各種団体との交流の活性化が図られている。当プログラムの実践には、学内のボランティアセンターを中心として、行政や職能団体の人々によって構成された「地域連携支援委員会」を発足し活動している。さらに、神戸市・長田区社会福祉協議会・岩手県立大学・日本福祉大学ボランティアセンター等との連携を活用してプログラムの内容の充実が図られている。

教職員及び学生によるボランティア活動として、平成 21 年 8 月に学校法人が運営する「神戸常盤ボランティアセンター」を設置し、充実した活動が展開されている。

また、地域子育て支援拠点事業にも積極的に取り組み、平成 22 年 11 月には、神戸市立地域人材支援センター内に「子育て広場 えん」を開設し、未就園児と保護者を中心に支援活動が行われている。各センターにおける活動は、短期大学の学科の学びを生かした地域貢献であると同時に、ボランティア活動が学生の人間形成や専門職としての学びの場ともなっている。

当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 平成 21 年度文部科学省の大学教育推進事業である「危機対応実践力養成プログラム」では、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、全学生に対して危機対応能力をもった人材養成のための教育プログラム「長田と震災Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を正規授業として実施している。
- 「危機対応実践力養成プログラム」の授業運営に関わる教員が、市民救命士インストラクター資格を取得し神戸市消防局資格認定団体に登録され、学生及び地域住民や区内教育機関に対して定期的に市民救命士の講習を開催している。
- 「神戸常盤ボランティアセンター」では、特に口腔保健学科の学生が、子供を対象にした歯磨き方法の指導や口腔保健啓発活動を主体的に行っている。
- 「子育て広場 えん」における活動では、長田区こども家庭支援課、地域の産婦人科病院、地域人材支援センター等との連携の下に、大学の専門性を生かした事業や保育ボランティア、相互交流や子育て相談等、充実した支援活動が実践されている。